

## 同性婚の法制化の議論を求める意見書

同性婚を認めない民法等の規定は日本国憲法に違反するとして、2019年以降、全国5地裁で訴訟が提起され、札幌地裁と名古屋地裁では「違憲」、東京地裁と福岡地裁では「違憲状態」、大阪地裁では「合憲」との判断が下された。2023年5月の名古屋地裁判決では、同性カップルに対し、婚姻に伴う法的効果が付与されないだけでなく、その関係を国の制度で公証されず、その関係を保護する枠組みすら与えられていないことは、法の下での平等を定めた憲法第14条だけでなく、婚姻に関する法制定で個人の尊厳に基づくことを求めた憲法第24条2項に違反するとの判断が全国で初めて示された。それに続く同年6月の福岡地裁においても、憲法24条2項に違反する状態にあるとの判決が出された。

また、国内世論でも、FNNによる今年2月の調査では、同性婚を法律で認めることに賛成という回答が71.0%となっており、反対と回答した19.6%を大きく上回っている。さらに広島での主要7か国首脳会議では、首脳宣言に「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する」との文言が盛り込まれた。

よって、鳥取市議会は、国会及び政府が、早急に同性婚の法制化の議論を進めていくよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月21日

鳥取市議会議長 西村 紳一郎

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
様